

[学術論文]

# 台湾における高雄少年輔育院補習学校の歴史

The History of Kaoshuing Reform School in Taiwan

山 田 美 香

Mika YAMADA

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 20

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 20号  
2014年2月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN  
FEBRUARY 2014

[学術論文]

## 台湾における高雄少年輔育院補習学校の歴史

### The History of Kaoshuing Reform School in Taiwan

山田美香<sup>1</sup>

Mika Yamada

**要旨** 本論文は、高雄少年輔育院が、少年に対してどのような教育を行っていたのかを整理したものである。少年輔育院は台湾の少年犯を収容し感化教育を行う施設であり、日本の少年院のように矯正教育を行うものではないが、台湾の少年輔育院は日本の児童自立支援施設より少年院に相当するものであると言える。

1960年代から台湾では「少年監獄、少年が輔育院の学校化」が理念として掲げられ、1960年代収容少年は院内で初等教育を受け、1970年代は院内に補習学校ができ、高校レベルは院外で就学した。1992年、少年が少年輔育院の学校を卒業しているというラベリング作用を避けるため、「少年監院設分校実施方案」によって少年輔育院補習学校は協力校の附設補習学校となる。1997年「少年矯正学校設置及教育実施通則」が立法院を通過、1999年7月1日に実施された。少年輔育院、少年監獄は学校化され、それぞれ協力校付属補習学校を持ちながらも矯正教育を行う少年矯正学校となった。しかし実際のところは少年監獄が少年矯正学校となっただけで、少年輔育院は矯正学校化されていない。

**キーワード**：高雄、少年輔育院、補習学校、矯正学校、明陽中学

### はじめに

本論文では、高雄少年輔育院補習学校において少年がどのように学んだのか、その教育の歴史をまとめる。

高雄少年輔育院は、1956年、台湾省南部の「問題少年教養院」が接収され、台湾省立高雄少年感化院が設立されたことに始まる<sup>2</sup>。1959年台湾省立高雄少年輔育院、1981年に法務部下に置かれたため台湾高雄少年輔育院と名称を改めた<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 名古屋市立大学大学院 人間文化研究科 教授

<sup>2</sup> 明陽中学档案、編撰法務部史実紀要、0078/100/1、永久。

<sup>3</sup> 明陽中学档案、編撰法務部史実紀要、0078/100/1、永久。

『少年輔育院学校化之研究』（撰者李秋霞、台湾高雄少年輔育院84年度研究發展報告）<sup>4</sup>によると、1964年新竹少年監獄（刑務所）で高級進修補習学校が設立され、1978年から少年輔育院で補習学校ができ、高雄少年輔育院では明德国民中学進修補習学校が設立された。補習学校の教師は、所在地近くの学校で関連する科目の授業をする教師が兼任した<sup>5</sup>。しかし、補習学校の少年の学籍は少年輔育院にあるため、ラベリングの影響を受け少年は社会に受け入れられず、教育成果も発揮することができなかった<sup>6</sup>。

明陽中学『校務概況』によると、1990年、行政院は「少年刑務所、少年輔育院（少年院）の学校化並びに教師や設備を充実させること」を提示した。これを受けて、法務部と教育部は、「補習学校於少年監獄、少年輔育院設分校実施要点」を定め、1992年度から少年刑務所、少年輔育院の補習学校は付近の国民小中学、高級進修補習学校の分校となった<sup>7</sup>。要点の第1条では「矯正教育、感化教育の有効な發展のため、少年監獄、少年輔育院の収容者が刑・感化教育の執行によりその学業を中断しないように、また出所、出院後に学業を継続するため、特に本要点を定めた」と書かれている。分校とすることで、学校化に努め、ラベリングを除くことになったのである<sup>8</sup>。しかし分校になっても、完全にラベリングを除くことはできなかった<sup>9</sup>。

その後、法務部は少年刑務所、少年輔育院を学校と改めることとし、1997年「少年矯正学校設置暨教育実施通則」が立法院を通過し、1999年、高雄少年輔育院から明陽中学（矯正学校）が設立された<sup>10</sup>。

先行研究としては、実務家として少年輔育院で勤務経験がある者の研究が多い<sup>11</sup>。許文雄「少年矯正学校矯治処遇評価之研究—以明陽中学為例」（国立中正大学犯罪防治研究所修士論文、2003年）である。特に、明陽中学を少年矯正学校と改組した成果については、林献情「少年監獄改制少年矯正学校之評析—以明陽中学為例」（国立中正大学犯罪防治研究所修士論文、2001年）に詳しい。しかし少年輔育院の歴史については法務部や高雄少年輔育院の出版物以外、管見の限りほとんど見当たらない。そのため、本論文では、高雄少年輔育院が補習学校を持ち、その後、学校化のため補習学校が分校化し、1999年には少年矯正学校（少年刑務所）として明陽中学とな

<sup>4</sup> 明陽中学档案、82至89年度研究發展、0082/004/1、永久。

<sup>5</sup> 明陽中学档案、82至89年度研究發展、0082/004/1、永久。

<sup>6</sup> 明陽中学档案、82至89年度研究發展、0082/004/1、永久。

<sup>7</sup> 明陽中学档案、82至89年度研究發展、0082/004/1、永久。

<sup>8</sup> 明陽中学档案、82至89年度研究發展、0082/004/1、永久。

<sup>9</sup> 明陽中学档案、82至89年度研究發展、0082/004/1、永久。

<sup>10</sup> 明陽中学『明陽中学校務概況』出版年不明、p. 1。

<sup>11</sup> 明陽中学『2009明陽10年回顧』2009年7月。明陽中学『明陽中学校務概況』出版年不明。李泰吉「応用陶器創作於非行少年輔導之成效研究—以高雄少年法院保護處分輔導為例」樹德科技大学応用設計研究所修士論文、2010年。蔡俊平「戲劇活動在青少年自我概念與親子關係形成之研究—以高雄少年法院保護管束少年為例」国立台南大学戲劇創作與応用学系修士論文、2007年。陳政琳「犯罪少年暴力行為適応歷程之研究—以明陽中学為例」国立台南大学教育經營與管理研究所修士論文、2008年。潘金瑞「法務部少年矯正学校少年學習現況之研究—以明陽中学為例」經營管理研究所修士論文、2007年。鄭麗文「運用焦点解決諮商協助即將出校少年之行動研究—以明陽中学為例」高雄師範大学輔導與諮商研究所修士論文、2006年。趙彦博「少年矯正学校收容人副文化之研究—以明陽中学為例」国立中正大学犯罪防治所修士論文、2006年。薛宜貞「藝術治療構畫的生命面龐—以明陽中学少年為個案的歷程詮釋」国立成功大学芸術研究所、2006年。吳建德「繪畫治療的美学觀點以美学的觀點詮釋繪畫治療在明陽中学實施的成效」南華大学美学與芸術管理研究所修士論文、2004年。余育斌「藥物濫用少年與其社会網絡之互動要素分析：以高雄明陽中学收容少年為例」国立中正大学犯罪防治研究所修士論文、2003年。

った歴史を論じる。明陽中学档案室公文書をもとに、特に少年輔育院の教育面に焦点を当て、少年に対する教育の過程を議論していきたい。

## 1. 台湾省立高雄少年感化院設立

戦後10年ほどたち、高雄市が少年教養院を設立した。これが高雄少年輔育院の原型である。しかし高雄市だけでは建築費が負担できず、建築費1,010万元のうち台湾省が120万元補助、高雄県・屏東県・台南県・嘉義県、雲林県が各12万元、高雄市が20万元を負担した。各自治体が少年教養院設立の経済的負担をすることで合意した。しかし最も多くの負担をしたのは高雄市、そして高雄市の財界関係者だった。これについては拙稿<sup>12)</sup>に詳しい。

さて、この設立の背景であるが、『台湾南部少年教養院籌建委員会第四次委員會議記録』によると、1954年当時、南部の各法院（裁判所）の少年犯罪事件取扱件数は台南法院206人、屏東法院57人、高雄地方法院188人、嘉義法院119人であった。1955年に設立された台湾南部少年教養院籌建委員会の出席者は、嘉義県議会、屏東県政府、雲林県政府、高雄県議会、屏東県議会、台湾省社会処、台南県政府、台南市政府、台湾高等法院台南院、台南市議会、高雄地検、高雄地方院、嘉義県政府、高雄市議会で、台湾南部の行政、議会関係者が一堂に会した。1956年4月30日入札が開始され、5月28日建築会社とサインし、完成後は名称が台湾省立高雄少年感化院となった<sup>13)</sup>。

## 2. 台湾省立高雄少年輔育院の補習学校

高雄少年輔育院は、初期、収容少年に対して院内で初等教育を行っていた。

法務部の「監獄・少年輔育院の学校化」は1960年代から始まっていたが、最も早く補習学校が設立されたのは、1964年新竹少年監獄の励徳高級進修補習学校である。法務部「監獄、輔育院学校化」の目標に前進した第一歩だった<sup>14)</sup>。

王金富「法務部史実紀要」によると、その後、1964年「台湾省立少年輔育院少年学力鑑定考試弁法」が公布され、少年輔育院では幼年組、進学輔導組（輔導＝ガイダンス）を設け、少年の学力に合った教育がクラス別で行われた。1965年から、少年が台湾省教育庁の国民小中学各学年鑑定試験に参加、合格した者は、教育庁の学力証明書を得ることができた。また院外での就学の実施で、国民中学の学籍がある者は入院6カ月で操行学業成績がいいと、付近の国民中学の入学資格を得て就学することになった。これまで少年輔育院内で学力試験を受けたが、一般向けの国民

<sup>12)</sup> 山田美香「台湾における感化院の歴史」『アジア教育史学の開拓』、平成24年12月、pp. 401-427。

<sup>13)</sup> 台湾南部少年教養院籌建委員会第四次委員會議記録、1956年9月12日、明陽中学档案、各少年輔育院申請設置補校案、0064/303/1/2/、永久。

<sup>14)</sup> 『少年輔育院学校化之研究』撰者李秋霞、台湾高雄少年輔育院八十四年度研究發展報告、明陽中学档案、82至89年度研究發展、0082/004/1、永久。

小中学卒業認定試験を受けることになったのである。これに合格すると、国民小学、国民中学卒業程度とみなされ、教育長が学力証明を出した。これによって、少年輔育院内の教育成果がより社会的に評価されるきっかけとなった<sup>15</sup>。

そして1975年10月「台湾省立各少年輔育院設置補習学校検討会議記録」によると、台北監獄に補習学校が設立され、成人の監獄に続き少年輔育院にも補習学校の必要が言われ、1975年少年輔育院補習学校設立が審議された。審議会における出席者は司法行政部、台湾省教育庁、桃園少年輔育院、彰化少年輔育院、高雄少年輔育院、台湾省政府社会処と、司法、教育、少年輔育院の関係者だった。当時の少年輔育院は台湾省管轄であったため台湾省政府、そして司法行政部の職員も参加した。

討議事項は次のものであった。

1. 各少年輔育院補習学校の設置。特に音楽、美術、体育、職業指導、職業陶冶等の授業を重視することが確認された。
2. 中級補習学校（国民中学）程度の学校の設置。
3. 少年輔育院は省立であるが、補習学校は私立補習学校となった。そのため私立補習学校として所在地政府教育局へ設立認可申請を行った。
4. 補習学校の名称は各少年輔育院が提案し、それを教育長と協議のうえ決定する。名称は進捗性があり少年を励ます性格のものがいい。
5. 補習学校の教師は院内の教師を主とし、教師の不足あるいは専門課程の教育については院外の兼任教師（主に協力校の教師）を採用し調整する。
6. 補習学校の設備の補充、経費の増加は各少年輔育院の必要に応じて増額請求をする。適度な設備費用、講師の費用は必要である<sup>16</sup>。

石輔義は、補習学校設立の宗旨を「本院の補習学校は感化教育の実施に合わせて教育の成果を促す基本原則により、院で感化教育を受けている少年を募集し、一般・応用の知識を授け、国家の人材の素質を高め、現代的な国民となるよう養成する」と述べた。つまり、教育効果を高めることが強調され、さらに「国家の人材として素質を高めることが要求されている」という時代であった。

「省立高雄少年輔育院擬設私立明德補習学校設校条件報告資料」によると、校長は省立高雄少年輔育院院長が担当し、経費は台湾省政府が支出した。教育部・教育庁の法令により、教育は感化教育と半日の教科授業、半日の職業教育だった。少年の学歴は、文盲10人、国民小学修業64人、国民小学卒業93人、国民中学修業61人、国民中学卒業13人、高校以上15人の合計256人であった。

<sup>15</sup> 王金富「法務部史実紀要」第七編第二章第一節、明陽中学档案、編撰：法務部史実紀要、0078/100/1、永久。

<sup>16</sup> 台湾省立各少年輔育院設置補習学校検討会議記録、1975年10月15日、明陽中学档案、各少年輔育院申請設置補校案、0064/303/1/1、永久。

国民小学レベルの少年が多いことが分かる。すでに1968年から国民小学・国民中学が9年義務教育になったのだが、しかし収容少年の多くは低学歴に放置されていたのであった。

一方、国民中学修業者はその程度に応じて各学年・クラスに編入、国民小学卒業生は院内で一定の教育を受けたあと、国民中学1年のクラスに編入した。国民小学修業者は教育を受け教育庁主催の検定に合格して晴れて国民小学卒業となった場合は国民中学1年のクラスに編入した。教師は有資格の教師で、大学卒業あるいは観護人<sup>17</sup>の資格を持つ者であった。

会議では、各補習学校は高級、中級、初級の三部が必要かどうかの提案がなされた。審議の結果、各少年輔育院収容の少年は15歳程度の年齢で国民中学の生徒が最も多く、また各院の収容人数も減少しており、各少年輔育院の技能教育と合わせると全部の少年が補習学校に参加することはなかった。加えて教育経費不足で教師の招聘も難しいので、第1年の試行期間は中級部のみ設立することを原則とし、当初は少年輔育院の中級部のみ設立がなされた<sup>18</sup>。

1976年2月台湾省政府社会処によると、補習学校の名称は、補習学校の感化教育は品德教育を重んじることから「徳」がついた学校名にすることになり、台湾省立桃園少年輔育院附設「厚德」補習学校、台湾省立彰化少年輔育院附設「立德」補習学校、台湾省立高雄少年輔育院附設「宏徳」補習学校と命名することに決まりかけた<sup>19</sup>。

1976年「台湾省立高雄市私立宏徳補習学校組織規程」が公布される。1977年、高雄少年輔育院補習学校は、しかし私立「明徳」補習学校と名称が変更され、その後明徳補習学校となった。1977年6月、台湾省政府社会処が「某県某市私立某補習学校と名義を申請すべきで、某少年輔育院附設とする必要はない」との意見を出す、この時期はまだ補習学校を設立するだけで、運営主体の問題までは議論する余裕がなかったといっている。

1978年8月、台湾省政府社会処「協調各少年輔育院設置補習学校会議」では、補習学校設立から1年経過したこともあり、次の点が議論された。

1. 各少年輔育院附設補習学校組織規程、学則の内容の統一。
2. 補習学校に高級、中級、初級の三部を設立するの必要に関する提案については、国民小学程度の少年は院内で教育を受け、高校程度の少年は学力検定試験に参加する以外に院外で就学したり院内で教育を受ける。
3. 各院は少年の性格でクラス編成しているが、教育部分の補習学校については教育程度によりクラス編成をし、両方を兼ね備えたものにする<sup>20</sup>

<sup>17</sup> 少年事件で、少年法院、法院少年部にいる調査官と保護観察官の両方の仕事をする。

<sup>18</sup> 省立高雄少年輔育院擬設私立明徳補習学校設校条件報告資料、明陽中学档案「各少年輔育院申請設置補校案」、0064/303/1/2、永久。

<sup>19</sup> 省立高雄少年輔育院擬設私立明徳補習学校設校条件報告資料、明陽中学档案「各少年輔育院申請設置補校案」、0064/303/1/2、永久。

<sup>20</sup> 省立高雄少年輔育院擬設私立明徳補習学校設校条件報告資料、明陽中学档案「各少年輔育院申請設置補校案」、0064/303/1/2、永久。

このように補習学校設立の成果が会議で議論され、今後の展望も話し合われた。

1978年「台湾省高雄市私立明德補習学校学則」では、第3条「本校の初級部少年は進度によって国民小学5年・6年・中学に、高級部の少年は進度によって国民中学・高級中学1年・2年・3年に分ける」と少年の進度によって学年を決めると書かれている。第13条は、「本校は『礼儀廉恥』を校訓とし、少年の『忠孝仁愛信義和平』の国民道徳を陶冶し、勇敢な精神、規律ある習慣を養成するものである」と国民道徳の陶冶、規律ある習慣を養成するものであった。高雄少年輔育院は、当時の国民中学の校訓と同様の精神を校訓に掲げていたのである<sup>21</sup>。

1978年「各少年輔育院設置補習学校第二次協調会議記録」によると、各少年輔育院に一般補習学校を設置して1年だが、補習学校は必要か？職業補習学校に改める必要あるか？という問いも投げかけられた。補習学校が普通教育より職業教育をした方が収容少年には効果的だという意見に対して、教育庁代表は、「中級補習学校は9年国民義務教育の完成を目的とし、規定により職業科を設けない<sup>22</sup>と答えた。つまり義務教育の完成が目的であるので、補習学校は普通教育をした方がいいというものであった。

費用については少年輔育院に十分な財政背景があったわけではなく、特に貧しく負担する力がない者以外、少年事件処理法第60条の規定に照らして教養費（補習学校費用）をとることができないかという議論があったが、法院の判断がないため、まだ行わないというものだった<sup>23</sup>。

1978年台湾高雄少年輔育院の補習学校国民中学1，2年クラスは試行期間であったが、1979年から正式に開始された<sup>24</sup>。

1980年、補習学校1クラスの導師（生徒指導の担任）、訓導員を3人に増やすことになった。つまり、補習学校において生徒の精神面を含めて指導する人的資源を増加させるようになったのである。1981年には少年の学力鑑定試験の受験、院外の就学を停止し、1982年から補習学校に技能訓練班を設けた。

### 3. 台湾省立高雄少年輔育院から台湾高雄少年輔育院に

1980年全国行政会議で、中央と地方の財政分割法が検討され、台湾省政府の財源が少ないのでその負担を減らすため、中央は省政府に委託していた事項を自ら行うことを決定した。これにおける問題提起として、当時の頼教育庁股長は次の問題を提出した。

<sup>21</sup> 台湾省高雄市私立明德補習学校学則、1978年7月13日、明陽中学档案「各少年輔育院申請設置補校案」0064/303/1/2、永久。

<sup>22</sup> 各少年輔育院設置補習学校第二次協調会議記録、1978年9月18日、明陽中学档案「各少年輔育院申請設置補校案」0064/303/1/2、永久。

<sup>23</sup> 各少年輔育院設置補習学校第二次協調会議記録、1978年9月18日、明陽中学档案「各少年輔育院申請設置補校案」0064/303/1/2、永久。

<sup>24</sup> 台湾省政府社会处、受文者省立高雄少年輔育院附件、1981年3月3日、明陽中学档案、改隸法務部案、0070/100/1/1、永久。

1. 補習学校は既に成立して2年だが、行政上問題はるか？
2. 法務部が少年輔育院接收後、補習学校の形態を改めるべきか？<sup>25</sup>

つまり、補習学校は省政府管理の少年輔育院にあったが、少年輔育院が国立になっても補習学校はそれぞれの自治体にある私立学校扱いだだったので、新しい手続きの必要性が問われたのであった。

1981年6月、桃園、彰化、高雄の三か所の台湾省少年輔育院は、1981年7月1日から法務部管轄の少年輔育院となった。1981年7月、法務部では接管後の関連法規について、台湾省政府及び台湾省政府社会処の関連少年輔育院各種業務規程（地方の行政法規）は、現行法律と抵触しない他はしばらく効力を有するとした。しかし、1971年施行「台湾省立桃園、彰化、高雄少年輔育組織規程」は再び用いないことになった<sup>26</sup>。

さて、高雄少年輔育院の感化教育、補習学校はというと、1981年7月1日から法務部に属したが、学校名称は高雄市私立明德国民中学補習学校と、従前と変わらなかった。法務部移管後の少年輔育院では、少年輔育院の感化教育の強化推進として、少年の心身の正常な発達を導きその気質を変化させるため、活動を強化した。

- ・映画、劇、音楽などの鑑賞会、作文、絵、書等のコンクール
- ・運動—徒競走、球技、体操等
- ・宗教—仏教、プロテスタント、カトリック
- ・少年の技能訓練は、基礎・応用の二段階に分かれて実施
- ・各院に技能訓練班を設立し、国民教育を終えて就業する少年の技能訓練を強化する
- ・桃園少年輔育院—国民教育、技能訓練、高級進修補習教育（彰化・高雄少年輔育院で高級進修補習学校に進学したい者は桃園少年輔育院で就学する）
- ・彰化少年輔育院—女子の感化教育、15歳未満の少年の国民基本教育、技能訓練
- ・彰化少年輔育院の15歳未満の少年管理は課程方式を採る。女子に家事、生け花、ミシン等の訓練をする
- ・授業時間は2-4時間、職業訓練時間は2-4時間<sup>27</sup>

少年輔育院が国家に移管されることで少年輔育院内で教育が完結し、宗教教育など様々なサークル活動、そして少年のレベルにあった職業訓練のクラス分けをし、職業教育を行った。これま

<sup>25</sup> 台湾省政府社会処、受文者省立高雄少年輔育院附件、1981年3月3日、明陽中学档案、改隸法務部案、0070/100/1/1、永久。

<sup>26</sup> 法務部、1981年7月12日、明陽中学档案、補校改隸後之業務運作案、0070/303/1、永久。

<sup>27</sup> 明陽中学档案、補校改隸後之業務運作案、0070/303/1、永久。



での少年輔育院は彰化少年輔育院に女子、15歳未満の少年を収容していたが、三少年輔育院のうち、高雄少年輔育院は日本でいう特別少年院のように年齢が高く犯罪性が高い少年を収容し、桃園少年輔育院は高級進修補習学校を開設し、進学を希望する者は桃園少年輔育院に移送されることになった。

高雄少年輔育院の感化教育は、法務部による感化教育改善計画の実施により、独自の教育改造計画を定めることになった。

- ・授業以外、各種機会を利用して品德教育、生活教育を指導している。大事にゆっくり少年をみることで、少年の処分は消極的なものとなっている。
- ・1982年から技能訓練班を始め、1982年第二期の技能訓練班は、少年50人で水電、印刷の職種  
の訓練を行う。院外実習は停止。
- ・毎月1回映画鑑賞会、2カ月に1回誕生日会は映画鑑賞会と合わせて行う<sup>28</sup>。

このように生活教育、品德教育を行いつつ、懲戒処分による強圧的な指導ではなく、消極的な処分をとり少年を指導する方法をとることが計画された。また、王金富「法務部史実紀要」によると、これまで少年輔育院内の教育は補習学校設置後も一般補習学校の教科書を使用してきたが、独自の少年輔育院収容少年向けの教材作りを行うことになった。それは少年輔育院補習学校で使用する教科書、教材に関する規定がないためであり、少年の教育効果を高めるためであった<sup>29</sup>。台湾高雄少年輔育院の教育には制度・規則がなく、少年輔育院で教材を編集し教育した。その後、台湾省政府社会処が専門家を招聘し、少年の教育程度に応じて品德教育を核に、徳育、常識、口用文（口は読めず）等教材を作り、甲乙丙の三冊を印刷した。感化教育初めての専門教材によって、国民小学、初級中学、高級中学程度で授業をした<sup>30</sup>。1994年3月、教育部は少年輔育院分校の課程教材を作ることを認めるが、すでに高雄少年輔育院では独自の課程教材の作成が行われていたのである<sup>31</sup>。

王によると、1982年「高雄市私立明德国民中小学補習学校組織規程」で、補習学校は国民中学だけであったが国民小学校部も増設した<sup>32</sup>。台湾高雄少年輔育院補習学校では国民中学1、2、3年各1クラスのほか国民小学高級部2年1クラスを設置し、学力が十分でない少年の学習に備えた。国民小学高級部（5、6年）を増設し、組織規程と学則を改正し、小学5、6年用のクラスを設置した。これまで小学部相当のクラスはあったが、正式に近隣の国民小学との連携で十分に小学教育を受け、協力校から卒業証書を得られるようになった<sup>33</sup>。学校管理は軍事管理方式を

<sup>28</sup> 明陽中学档案、補校改隸後之業務運作案、0070/303/1、永久。

<sup>29</sup> 王金富「法務部史実紀要」第七編第二章第一節、明陽中学档案、編撰：法務部史実紀要、0078/100/1、永久。

<sup>30</sup> 王金富「法務部史実紀要」第七編第二章第一節、明陽中学档案、編撰：法務部史実紀要、0078/100/1、永久。

<sup>31</sup> 明陽中学档案、設立補校分校相關問題研討、0083/303/1/、永久。

<sup>32</sup> 高雄市私立明德国民中小学補習学校組織規程、1982年5月19日。

<sup>33</sup> 台湾省政府社会処、受文者省立高雄少年輔育院附件、1981年3月3日、明陽中学档案、改隸法務部案、0070/100/1/1、永久。

採った<sup>34</sup>。

しかし少年輔育院には小学生は多くなく、むしろ国民小学校部は、中学生で学力が十分でない者を対象としたクラスで、これまでの院内の初等部を国民小学部に格上げしたものと考えていい。補習学校組織規程では、「高雄少年輔育院在院の少年を対象に、外からは生徒を入れない」（第5条）と書かれ、少年輔育院の少年に補習学校1クラスに訓導担当の導師1人（第7条）を配置することが規定された<sup>35</sup>が、訓導員も含めて1クラスに3人配置された。

少年輔育院は省立でも補習学校は高雄市私立補習学校の扱いであったので、高雄市政府教育局の補習学校規程に沿わないといけなかった。教育局補習学校規程の「学期の3分の2を補習学校で在籍した者は別の補習学校への転学ができない」という規定が、少年輔育院の少年には不向きであると問題提起がなされた。1981年6月法務部の「監獄附設補習学校の少年で学期の途中、仮釈放、満期出所した者に、教育部は同じ補習学校で勉強することに同意する」<sup>36</sup>という見解があり、教育部は監獄附設補習学校では学期の途中の転学を同意していたので、少年輔育院附設補習学校の少年も、入学後の授業時間が学期の3分の2を超えても一般補習学校への転学が可能となるべきだという提案だった。

1983年高雄市政府教育局「高雄公私立補習学校が行う入学募集の注意事項第8条第3項」によると、入学前の転学、あるいは入学後の授業時間が学期の3分の2を超えていない、あるいは職業、家移った者が学校に転学証明書を申請することを学校は拒絶できない。しかし規定によると、学期の3分の2を超えた者は転学できない。少年輔育院の附設補習学校は特殊で、出院が不定で、すぐに同学年に転入できないと過渡期に少年の学業に大きな影響を与えるだけでなく、勉強しない状況のなかで外界の環境の誘惑により再度自分を見失うことになるため問題提起がなされたのである<sup>37</sup>。

表1は、1978年から高雄少年輔育院の附設補習学校の就学人数である。国民小学高級部が設置されたとはいえ、基本的には国民中学レベルの補習学校が必要であったことが分かる。

（表1）台湾高雄少年輔育院附設明德補習学校就学人数（人）

年	国小高級部	国中1年	国中2年	国中3年	計
1978	—	9	11	—	20
1979	—	50	37	12	99
1980	—	14	25	23	62
1981	—	35	35	26	96
1982	17	42	46	29	134
1983	26	45	42	37	150

出典：王金富「法務部史実紀要」第七編第二章第一節、明陽中学档案、0078/100/1、永久。

<sup>34</sup> 王金富「法務部史実紀要」第七編第二章第一節、明陽中学档案、編撰：法務部史実紀要、0078/100/1、永久。

<sup>35</sup> 明陽中学档案「補校改隸後之業務運作案」0070/303/1、永久。

<sup>36</sup> 法70監決字大6985号、1981年6月4日、明陽中学档案「補校改隸後之業務運作案」0070/303/1、永久。

<sup>37</sup> 明陽中学档案「補校改隸後之業務運作案」0070/303/1、永久。

その後、1984年以降の補習学校の動向も変化なく、この数字で推移していく。

1990年に、郝柏村行政院長は「少年監獄、少年輔育院は学校化させるべきで、その教師の資質、設備も充実させるべきだ」と、1960年代から提唱された学校化を推進する<sup>38</sup>。そして教育部、法務部、その他の関連する人員での検討が行われ、1991年5月には次の点が決定した。

1. 現行の少年輔育院附設補習学校を協力校の分校に改める。
2. 輔導の教師の定員を増加し、その経費は教育部が負担する。
3. 分校の卒業生は本校の校長がサインした卒業証書をもらう。
4. 教育、輔導、行政の業務は法務部、教育部、各学校本部、監獄、少年輔育院で協調する。<sup>39</sup>

少年輔育院附設補習学校を協力校の分校にすること、分校卒業でも本校の校長が卒業証書にサインをするなど、分校である方が一段社会的な認知も高まると考えての判断だった。また、分校化することで教育職員を充実させることができる。しかし、少年輔育院を管轄する法務部と教育部を管轄する教育部で議論が行われていくが、それが実現するのはまだ先のことであった。

1992年、「少年監院設分校实施方案」によって、少年輔育院補習学校は協力校の附設補習学校となり、学校名に少年輔育院という名称がつかず、協力校の附設補習学校となった。台湾では国民小学、国民中学、高校教育を受けなかった人のために補習学校が多くある。そのために補習学校という名称にするのは他の補習学校と同列に扱われることから、ラベリング作用減少に役立つと考えられたのである。高雄少年輔育院明德補習学校は高雄市立獅甲国民中学附設補習学校、高雄市立獅甲国民小学附設補習学校、高雄市立高雄高工附設補習学校分校となった。少年輔育院の補習学校ではなく、高雄市立学校附設補習学校となった<sup>40</sup>。

その後、1992年、高雄市中正体育館を建設するため台湾高雄少年輔育院、少年観護所移転の決定がなされ、高雄市がその費用を保証することになり、移転後の近隣の協力校も決定される<sup>41</sup>。ちなみに、台湾高雄少年輔育院の場所は高雄市苓雅区中正一路101号（中正一路、現在の地下鉄技撃館駅、五塊厝駅の間）にあり、現在の中正体育館とは場所が少しずれているが、当時の少年観護所も含めてこの一帯にあった。

1994年3月の新竹少年監獄における「少年監獄、輔育院学校化実施現況検討座談会」において、少年輔育院の少年が資格試験に多く合格したことが下のように話された。

1992年度、高雄少年輔育院附設明德国民中学進修補習学校は高雄市立高雄高工附設分校、獅甲

<sup>38</sup> 明陽中学档案、高雄少年輔育院及観護所等遷建案、0078/637/1/7、永久。

<sup>39</sup> 明陽中学档案、高雄少年輔育院及観護所等遷建案、0078/637/1/7、永久。

<sup>40</sup> 明陽中学档案、高雄少年輔育院及観護所等遷建案、0078/637/1/7、永久。

<sup>41</sup> 明陽中学档案、高雄少年輔育院及観護所等遷建案、0078/637/1/7、永久。

国民中学分校、獅甲国民小学分校となった。1993年度、少年輔育院の高雄高工分校が1クラス34人、獅甲国民中学分校が5クラス364人、獅甲国民小学分校が1クラス18人であった。国民中学の分校の少年が多かった。分校となった成果としては、1991年度国民小学資格試験合格者19人、国民中学資格試験合格者30人、1992年度はそれぞれ9人、47人と資格試験に合格する者がいた。1991年度は高校（職業高校）合格者が3人、1992年度は高校（職業高校）合格者6人、五專（高専）合格者1人であった<sup>42</sup>。

分校となった成果は、少年のなかで院外の職業高校、高専への進学者が出てきたことである。また院内に職業高校分校ができたことも院内の国民中学分校で学ぶ者には向上心を持つ契機となった。

#### 4. 特殊教育

少年輔育院の人的・物的資源の充実以外に、教育方法のあり方をめぐり、教育部から少年輔育院内の教育は特殊教育の方法を用いたほうが効果的ではないかという議論が出される。特殊学校を作り、特殊教育方式で監獄・少年輔育院補習教育を強化するという議論であった。

1993年8月、謝啓大立法議員が教育部と法務部で監獄補習教育を強化するよう提案し、また教育部は1993年5月、法務部に監獄補習教育に特殊教育方式を採用する可能性を研究するよう提案した。この結果、法務部は「少年監獄、少年輔育院が学校化し、その教師・設備を充実させる」べきだと行政院に報告した<sup>43</sup>。原則、法務部が教化、教育部が教育の責任を負うことから、法務部と教育部が共同で教育を行う素地が出てきたのもこの頃である。それまでは補習学校の教師が協力校から派遣される形であったので、教育部が直接少年輔育院の教育に関与することはなかったのである。

法務部は、教育部が開く「行為異常組」の特殊教育専門教師訓練班の単位が、分校の教師の特殊教育の単位となるようにすること、教師の修業期間が終わり申請すれば特殊教育手当を出すこと、他にも個別の教育を実施するため教育部で各分校に資源教室を成立させること、専任の資源教師を配置し補習教育を実施することなどを要求した<sup>44</sup>。

資源教室（リソースルーム）というのは、台湾の一般国民小中学のどこにでもあるもので、普通学級の授業についていけない子どものための取出し授業などが行われている。資源教室は学力不足ゆえに入るものではなく、障害が認定され入るものである。そのため病院での診断が必須で

<sup>42</sup> 明陽中学档案、設立補校分校相關問題研討、0083/303/1/、永久。

<sup>43</sup> 明陽中学档案、補校分校採行特殊教育方式案、0082/303/1/、永久。

<sup>44</sup> 研建少年監、輔育院補校分校採行特殊教育方式之必要性與可行性會議記錄、1994年2月16日、「少年監、院補校分校教化及教育採行特殊教育方式意見調查彙整表」教育部開會通知單、1994年2月4日、明陽中学档案、補校分校採行特殊教育方式案、0082/303/1/、永久。

ある。

法務部は「少年監獄、少年輔育院が学校化し、その教師・設備を充実させる」ことを行政院に報告し、原則、教化は法務部、教育は教育部が責任を負うとして、法務部、教育部で業務の仕分けを行うことになった。特に教育に関しては、特殊教育法第21条「少年監獄、少年輔育院及び社会福利機関附設の私立特種教育班は、主管教育行政機関に報告、批准ののち処理する」と規定されていることから、教育部・教育局の批准が必要であったことにもよる。

高雄少年輔育院の院内教育の特殊教育化については、次のような院内教育の現状と合わせた意見が見られた。

1. 本院の少年は性格異常、行為異常、学習障害の障害をもっており、特殊教育法の心身障害者と符合する。
2. 本院の少年の教育は、少年輔育院教育実施弁法第6条の規定により、少年感化教育は品德教育、技能教育並びに知識教育を合わせて実施するので、特殊教育法第2条の規定内容と符合する。
3. 本院のクラスには教師3人が配置されたが、大学で教育、輔導、心理、法律等関連する科を専門的に学んでおり、実際に心身に障害がある少年の心理輔導、教育に従事している。
4. 本院の補習教育は特殊教育方式を採用し、特殊教育法第18、19、20条の規定により、学歴の取得および出院後の学業との接続は問題ない。
5. 本院の補習学校はラベリング作用を避けるため、1992年9月から高雄市立高雄高工、獅甲国民中学、獅甲国民小学補習学校分校となる。特殊教育のなかの心身障害者教育は啓智、啓学と分類されるが、本院の補習教育は特殊教育方式を採用している。補習学校の校名を用い、再度ラベリング作用に陥らないことを望む<sup>45</sup>。

高雄少年輔育院は、現状の教育に合致するとして特殊教育方式採用に賛成であったが、他の少年輔育院、関連機関の反応は、表2に示したとおりである。

<sup>45</sup> 1994年2月16日「研建少年監、輔育院補校分校採行特殊教育方式之必要性與可行性會議記錄」

「少年監、院補校分校教化及教育採行特殊教育方式意見調查彙整表」教育部開會通知單、1994年2月4日、明陽中学檔案、補校分校採行特殊教育方式案、0082/303/1/、永久

（表2）特殊教育方式採用に関する意見

	教化		教育	
	賛成	反対	賛成	反対
法務部			1. 学業適応困難、学習意欲が低い。 2. 少年の性格・行為が異常である	
省教育庁		既に教誨教師など専門の輔導人員がおり、健全な輔導体系が組織されている		1. 少年は全てが心身の障害をもつわけではない。 2. 教師は輔導教師の単位を修めており、少年に有益である
桃園少年輔育院	特殊教育課程に入れると少年の人格、行為を陶冶できる			一般学校に戻るとい進学の精神とは合わないし、成績がよくないから
新竹少年監獄		正常な補習教育を維持すれば少年の転学に有利である		1. 刑法触犯という行為をしたため、実際の学習の困難はない 2. 道徳教育を強化し、間違った観念を矯正し、社会に戻る
彰化少年輔育院	人格の特質により個別化の原則を採用することは「因材施教」		多くの少年の認知は偏り教育程度が低く、学習の成果は正常な少年とは異なる	
高雄市立高雄高工				1. ラベリング作用を避け一般学校に戻るようにする 2. 心理輔導を強化し、社会に正常に適応できる能力を養成する
高雄市立獅甲国民小学			1. 比較的適応しやすい少年は教育の効果を高める 2. 資源教室方式を採用する	
高雄市立獅甲国民中学			行為異常の特殊な少年は特殊教育方式を採用することで必ず効果を収める	
高雄少年輔育院	知識教育は現在の補校のカリキュラムを採用し、品徳・技能教育は特殊教育方式を採用する			
社会教育処			理由なし	

出典：研建少年監、輔育院補校分校採行特殊教育方式之必要性與可行性會議記錄、1994年2月16日、「少年監、院補校分校教化及教育採行特殊教育方式意見調查彙整表」教育部開會通知單、1994年2月4日、明陽中学档案、補校分校採行特殊教育方式案、0082/303/1/、永久。

しかし少年輔育院には導師、その他心理学専門の教師の輔導もあり、改めて特殊教育を行うための人的資源を集めるには至らず、特殊教育方式の採用はうやむやとなってしまった。多くの機関では「反対ではない」という判断だったが、特殊教育を進めるより、現状の改善に合った特殊教育化が必要と考えられていた。しかし、特殊教育専門の教師が学ぶ際、「行為異常」に関する講義が提供されていることから、犯罪少年に対する教育は特殊教育の一部に入れられるべきであり、特殊教育方式が採用されれば成果を見たかもしれない。

## 5. 専任教師、兼任教師

1993年10月「高雄市1993年度補習学校於高雄少年輔育院設立分校教師研習総合座談記録」によると、少年輔育院補習学校分校教師の座談会で、分校ではなお兼任講師（他の教育機関の教師）が主で専任教師を雇用していないため教育効果に影響するという話が出た。1995年高雄少年輔育院が高雄県燕巢郷（現在の高雄市燕巢郷）に移転することで先に協力校を定め、1994年度で兼任講師制をやめることとした<sup>46</sup>。1994年3月法務部「少年監獄、輔育院学校化実施現況検討座談会」でも、もともと1クラス専任教師2人で少年が76人と定められていたが、実際の専任は一校でわずか16人で、多くは兼任教師であり、専任教師に対して少年が多いことが言われた。

また、「補習学校於少年監獄少年輔育院設分校実施要点」で規定されているように、少年輔育院補習学校分校は資源輔導教師若干名を置かないといけない。その経費は教育部が負担するが、今まで高雄少年輔育院の協力校が、国家レベルの生徒指導計画「朝陽方案」で、資源輔導教師14人を派遣しただけであった<sup>47</sup>。新竹少年監獄、桃園・彰化少年輔育院にはまだ資源輔導教師が置かれていなかった。「補習学校於少年監獄、少年輔育院設置分校実施要点」第三点の規定により、分校では分校主任1人を置き、校長が調整し院長が専任教師の中から選ぶとなっていた。しかし分校の教務をまとめるのは協力校の教務主任、設備組長などが兼任しており、協力校の管理職が従事していることも問題視された<sup>48</sup>。

つまり少年輔育院補習学校が学校化し協力校分校となったとはいえ、十分な教育体制が実現されていなかったのである。

## 6. 少年監獄、少年輔育院の一学校化

1994年「少年監獄、輔育院学校化実施現況検討座談会」では、「少年受刑者、少年が仮釈放、満期出獄、出院した時、分校が転学証明書を出す」ことに対して、転入する学校が「これらの少

<sup>46</sup> 明陽中学档案、補校分校採行特殊教育方式案、0082/303/1/、永久。

<sup>47</sup> 明陽中学档案、補校分校採行特殊教育方式案、0083/303/1/、永久。

<sup>48</sup> 明陽中学档案、補校分校採行特殊教育方式案、0083/303/1/、永久。

年を拒否しないよう」、各学校に通知することが確認された<sup>49</sup>。分校化しても一般学校からすればラベリング作用はなお作用していたのである。

また謝啓大委員の提案では、現在の補習学校等の組織を一つの学校に編成する可能性が言われた。つまり、少年監獄・少年輔育院の各協力校分校を学校組織にすることである。この提案に対する決議は「少年監獄、少年輔育院を正式な学校組織にするのは甚だ意味がある。ただし、補習学校は『少年監院設分校実施方案』によって1992年度から分校が開始したが、今は成果の検討、評価をする段階にある。政策を全面的に改変するようなことは再度慎重に研究する必要がある。本案は教育部に集まってもらい、各関連機関、専門家とその可能性を研究し、6カ月以内に決定する」<sup>50</sup>となった。各監獄、少年輔育院が個別に法務部・各少年輔育院規定により分校運営を行うのは行政・経済面の効率も悪く、また教育成果を高めるためにも統一的な学校化を実現することが提唱されたのである。

学校化については各少年輔育院、関連機関で調査がなされ、高雄少年輔育院は次のような見解を示した。

#### 1994年5月10日 高雄少年輔育院 学校組織編成への意見

##### （少年管理）

よい点—監獄、少年輔育院が少年管理の責任を負い、管理を統一する。

悪い点—学校の教師が少年管理に参加することで、専門的な矯正人員でないため少年監獄・少年輔育院の仕事に対して認識を欠く。戒護、安全の問題となる。

##### （少年の輔導）

よい点—輔導の業務は専門的な仕事なので、専門的な教師が少年の輔導をする。

悪い点—組織の構造上、専門的な教師は少年監獄、少年輔育院の人員と重複し、あれこれ摩擦や人材の浪費となりやすい。

##### （経費）

各補習学校分校の経費は法務部が編成している。事務を統一し、経費をうまく運用できる。

##### （行政）

よい点—学校行政の運営が単純化する。

悪い点—一学校一機関内に2人の長がおり、運営に影響する。

##### （人員の増減）

よい点—健全な組織構造となり、人員も充足し仕事をすることで、校務が推進できる。

悪い点—専任の行政人員がより必要で、人員の増加で相対的に人件費が増加し、予期の成果を

<sup>49</sup> 法83監字第06607号、「少年監獄、輔育院学校化実施現況検討座談会」、1994年4月11日。

<sup>50</sup> 法83監字第06607号、「少年監獄、輔育院学校化実施現況検討座談会」、1994年4月11日。



達成しなければ公費の増加となる恐れがある。学校として人員を集めると、少年監獄・少年輔育院業務に合わない難しさが出る恐れがある。

(ラベリングの問題)

少年監獄、少年輔育院の「×徳補習学校」にはラベリング作用があり、1992年度行政院が各補習学校に指示し分校を設立させた。分校設立から2年経ち、確実にラベリング作用は少なくなっている。しかし各分校が一枚となれば、日が経ってもラベリング作用は存在し、もとの「×徳補習学校」と異なるところがなくラベリング作用は根絶できない<sup>51</sup>。

高雄少年輔育院の意見としては、行政的には法務部・教育部の2つの行政機関から職員が配置されるが、院長と校長という2つの管理職に異なる行政系統の者がいることで対立が生じる、あるいは行政のコストがかかることが問題とされた。また教育面で効果がみられるという期待もありながら、ラベリング作用根絶の提言については、それほど効果はないというシビアな意見であった。同様の意見は、以下の各機関の反応にも見てとれる。

(表3) 少年監獄、少年輔育院補習学校分校を同一学校にすることについて

	ラベリング作用	人員増減の是非	行政運営への影響	合併への意見
桃園少年輔育院	ある	増加	単純化	意見なし
新竹少年監獄	ある	増加	順調	否定
彰化少年輔育院	ある	増加	統一	否定
省立桃園農工附設進修補習学校	ある	人員の節約	順調	意見なし
省立新竹高工附設進修補習学校	ある	減少	統一	賛成
省立員林高中附設進修補習学校	ある	増加	統一	否定
新竹市政府	ある	減少	よくなる	賛成
彰化县政府	ある	減少	比較的便利	賛成
桃園県文昌国中	ある	増加	—	意見なし
新竹市香山国中	ある	減少	よくなる	賛成
彰化県田中国中	減少	増加	比較的統一	賛成
彰化県田中国小	ある	減少	比較的便利	意見なし
高雄市政府教育局	ある	—	複雑になる	意見なし

出典：明陽中学档案、設立補校分校相關問題研討、0083/303/1/、永久。

同一学校にすることへの意見

(桃園少年輔育院)

組織が健全化し、人員編成も充足・統一し、順調に校務の推進ができる。しかし人員の増加で人件費が増加する。ラベリング作用は避けることができない。

<sup>51</sup> 明陽中学档案、補校分校採行特殊教育方式案、0083/303/1/、永久。

（新竹少年監獄）

学校行政の指揮の統一化、校務の推進は順調で、行政効率を高めることができる。人員の増加で人件費が増加する。ラベリング作用は避けることができない。

（高雄市教育局）

各学校法令が異なり、教師の時給、少年の試験の成績、学籍管理の方法は差異がある。もし各学校が一校に合併したら、「監護」と「教育」を二重に兼ね備える必要がある。政府は行政運営で特殊仕事を複雑なものにすることになる<sup>52</sup>。

多くの意見としては人件費の増加、教育部の教育職員が学校に入ってくることで少年監獄・少年輔育院戒護職員との関係など、実際運営が始まった場合の問題点が出されたが、理念としては大方賛成する意見が多かった。

## 7. 台湾高雄少年輔育院から少年矯正学校明陽中学へ

1995年、台湾高雄少年輔育院は、高雄県燕巢郷に移転し、岡山農工（国立岡山高級農工職業学校）・燕巢国民中学・燕巢国民小学の附設補習学校分校を設置した<sup>53</sup>。

1997年「少年矯正学校設置及教育実施通則」が立法院を通過、1999年7月1日に実施された。「少年矯正学校設置及教育実施通則」では、法務部が矯正学校を管轄するが、教育部が教育に関連することを監督指導することになった。少年矯正学校は現在2か所あるが、どちらも教育職員が校長（院長）となっている。

少年矯正学校設置及教育実施通則<sup>54</sup>

第一条 少年受刑者及び感化教育を受ける処分を受けた人が学校教育により不良の習性を矯正し、その過ちを改め自ら新しくすることを促し、社会生活に適応できるようにする。少年事件処理法第52条第2項及び監獄行政法第3条第4項の規定により本通則を制定する。

第四条 矯正学校は法務部に属し、関連する教育の実施は教育部の監督指導を受ける。

第五十九条 矯正学校教育段階の少年の入学年齢は下の規定による。

- 一. 国民教育段階—6歳以上15歳未満
- 二. 高級中学（高校）、高級職業教育段階—15歳以上18歳未満

入学年齢は個別の少年の心身の発達状況、学習、矯正の必要によって、どの段階に入れるのかを決める。

<sup>52</sup> 明陽中学档案、設立補校分校相關問題研討、0083/303/1/、永久。

<sup>53</sup> 明陽中学档案、更換設立補校分校合作案、0084/303/2、永久。（『少年輔育院学校化之研究』撰者李秋霞、台湾高雄少年輔育院八十四年度研究發展報告、明陽中学档案、82至89年度研究發展、0082/004/1、永久）。

<sup>54</sup> 明陽中学『明陽中学校務概況』出版年不明、p.8。明陽中学档案、少年輔育院改制案、0086/100/1、永久。

少年矯正学校では、これまでの院内教育、補習学校、分校の歴史のなかで培ってきたノウハウも生かされた。

少年矯正学校改組前の高雄少年輔育院ではハード面、ソフト面での改善に迫られた。1998年6月1日台湾高雄少年輔育院「87年第五次院務會議記録」の院長指示事項として、「少年矯正学校設置及教育実施通則」、教育部公布「該校標準」「課程標準」「教学設備標準」等関連する規定によってソフトの設備を備えることになった<sup>55</sup>。

1998年5月、行政院研究發展考核委員会で、少年矯正学校6年の段階的な設置（少年矯正学校設置及教育実施通則第83条）に合わせ、1999年7月に台湾高雄及び新竹少年矯正学校を先行成立させるとしたが、附件の行政院研究發展考核委員会「有關法務部成立台湾高雄及新竹少年矯正学校一案意見」で下のように収容の問題が出された<sup>56</sup>。行政院發展考核委員会における議論は、新竹少年監獄を閉鎖し成人監獄にし、全国の少年受刑者を矯正学校となった中学2校に収容するにしても、特に高雄少年輔育院は収容に余裕があり、少年矯正学校とすることで他の二少年輔育院の収容に問題が生じないかという話であった。

1. 歴年、成人受刑者の収容が不足している状況のなか、法務部が監獄・少年輔育院を「少年矯正学校」と改めるならば、監獄・少年輔育院の収容空間の合理的な配置、十分な運用を考えないといけな。1987年から1988年3月の間、成人受刑者は増加し、各年末収容の少年受刑者（14歳以上18歳未満）の人数は1987年から1996年、多くて300人から500人である。新竹少年監獄の定員は1,674人で、1998年3月下旬収容の受刑者は1,111人、そのなかの431人が少年受刑者である。法務部が、収容定員750人の高雄少年輔育院を高雄少年矯正学校と改め、少年受刑者の収容経験もありながら経常に200-300人の収容というのは空間が余りすぎはしないか。法務部で慎重に考えるべきである。
2. 桃園、彰化、高雄少年輔育院は1992年から1997年に毎年約1,300人から1,500人収容していた。1998年3月下旬、実際に1,489人収容し、定員の1,803人と比べるとまだ314人収容する余裕がある。将来、桃園、彰化少年輔育院はみな「少年矯正学校」に改正する必要があるのだろうか？感化教育処分を受けた少年の趨勢から慎重に考えるべきである。
3. 1998年3月下旬、桃園・彰化・高雄少年輔育院のうち、桃園は定員わずか387人で実際は620人収容し、超過率は60%に達する。彰化、高雄少年輔育院はなお余剰空間があり、高雄少年輔育院の空間は60%空いており、十分に運用されていない<sup>57</sup>。

<sup>55</sup> 1998年6月1日台湾高雄少年輔育院87年第五次院務會議記録の院長指示事項、明陽中学档案、89年主管、校務會議、0089/629/1/、永久。

<sup>56</sup> 明陽中学档案、少年輔育院改制案、0086/100/1、永久。

<sup>57</sup> 明陽中学档案、少年輔育院改制案、0086/100/1、永久。

少年矯正学校が先行して2校実施されるに際して、1999年3月「少年矯正学校設置及教育実施通則」第85条の規定により、「少年輔育院条例は法務部が本通則により少年輔育院が矯正学校となった後は適用されない。本通則施行後、法務部は6年以内に現在の少年輔育院、少年監獄を段階的に矯正学校とする。6年以内に、すべての少年輔育院が矯正学校に改められる前は、少年輔育院条例は適用される」<sup>58</sup>とした。少年矯正学校への改組は6年計画で、1999年にまず2校の少年矯正学校化を実施し、その後少年輔育院の少年矯正学校を実施するものであった。

1999年、矯正教育を行う矯正学校として、明陽中学が高雄少年輔育院の土地建物、人的資源を活用し設立された。明陽中学の人的資源の半分は教育部に所属する教員が学校の教員として配置された。少年矯正学校設置及教育実施通則第11条で「矯正学校の校名は某某中学の名称とする」と規定されている<sup>59</sup>ため、名称は少年監獄ではなく、あくまで矯正学校であった。

明陽中学が設立され、高雄少年輔育院は廃止され、台湾全土の3か所の少年輔育院が2か所になった。明陽中学発足によって高雄少年輔育院の歴史は幕を閉じ、矯正学校として新たな幕開けとなった。収容対象は全国の少年受刑者になった。新竹少年監獄は成人監獄に改組され、他に少年受刑者を収容する学校の誠正中学が設立された<sup>60</sup>。

台湾では感化教育を行う施設は少年輔育院で、矯正教育は少年矯正学校の明陽中学、誠正中学で行う。明陽中学が誕生したのだが、少年輔育院の少年矯正学校化は行われなかった。そのため現在でも矯正学校は1999年発足した明陽中学、誠正中学だけである。残された二少年輔育院はいまなお少年矯正学校には改組されていない。今後は、二少年輔育院が矯正学校化しない理由について議論をしたい。

## おわりに

日本では、なぜ少年院・少年刑務所の名称を矯正教育を行う少年矯正学校としないのだろうか。どうして台湾の少年監獄は矯正学校となったのだろうか。台湾では1960年代から少年輔育院、少年監獄の学校化が叫ばれていた。それはまさに本来中華圏では少年輔育院の前身の少年感化院、少年教養院は不良少年の収容を行い、一方で浮浪児の職業教育を行ったためである。特に本稿で強調したのは、高雄少年輔育院の歴史は当初戦争浮浪児や貧困児童に教育と住居を提供するものであったことである。少年を輔けるという理念から少年輔育院と名称を変えた。そのため矯正学校という名称はまさに感化教育から矯正教育を行う場所として、従来型の職業教育と同時に普通教育を重視する学校の誕生であり、決してラベリングの影響を軽減するためだけではなかった。

<sup>58</sup> 法務部、法88矯字第000111号、「少年矯正学校設置及教育実施通則」第85条規定、1999年3月8日、明陽中学档案、少年輔育院改制案、0086/100/1、永久。

<sup>59</sup> 法務部、法88矯字第000233号、台88法、1999年5月28日、明陽中学档案、少年輔育院改制案、0086/100/1、永久。

<sup>60</sup> 王金富「法務部史実紀要」第七編第二章第一節、明陽中学档案、編撰：法務部史実紀要、0078/100/1、永久。

単にラベリングの問題だけでなく、収容少年の自尊心を維持し教育環境の整備には学校化は必然的措置であったと考える。

確かに矯正学校と改組する場合、教育職員の人件費や設備投資が割高になる。それでも高雄少年輔育院が移転したときに使用した建物をそのまま使用している明陽中学を見学したときは、矯正学校ゆえに設備を充実させた部分もあったが、従来の高雄少年輔育院の施設も特に職業教育施設の充実には目を見張るものがあった。台湾の少年輔育院教育の学校化は、まさに台湾が目指す少年輔育院、少年監獄の理念が長い年月をかけて実現されていく様子である。

1999年7月明陽中学が設立したが、しかし現在でも桃園少年輔育院、彰化少年輔育院は矯正学校になっていない。それは財政問題と法務部長の判断など政治的理由にも左右されたためである。

日本で台湾の矯正学校化を紹介すると、国民が犯罪少年を「学校」に入れることに反対しないかという質問を受けることがある。もし学校化すると、矯正教育の負のラベリング作用が働かず、結局少年は社会的制裁を受けることなく、社会に戻ると再び罪を犯すのではないかという意見である。

今後は、戦後日本の少年院と台湾の少年輔育院の歴史を広く検討し、どうして日本と台湾の戦後の少年院・少年輔育院政策に大きな違いが生じたのか、また両国の矯正教育に対する理念についても丁寧な考察をしたいと考えている。

本論文は、2013年8月8日アジア教育史学会第22回大会（於：日本弘道会ビル）で、発表した「台湾における高雄少年輔育院の歴史」の資料を文章化し、加筆したものである。また本研究は、科学研究費補助金基盤研究(C)、研究課題番号：22530824、研究代表者山田美香「台湾・中国・香港・韓国における戦前・戦後の不良・犯罪少年の教育権の保障」（平成25年）によるものである。

## 参考資料

- ・山田美香・張汝秀「台湾・香港の中学校における問題行動を起こす生徒の支援」名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』第14号、2010年12月、pp.197-211
- ・山田美香・張汝秀「台湾の少年法院と明陽中学」国際アジア文化学会『アジア文化研究』第19号、2012年6月、pp.97-113
- ・山田美香「1960年代台湾における少年輔育院」名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』第19号、2013年6月、pp.1-16
- ・山田美香「台湾における感化院の歴史」『アジア教育史学の開拓』、東洋書院、2012年、pp.421-427
- ・山田美香『日本植民地・占領下の少年犯罪』成文堂、2013年